

卷末資料

- ・ 策定経緯等
- ・ 用語解説



(1) 第3次熊本市都市マスタープランの策定経緯

年度	月	内容	
令和5年度	5月	立地適正化計画に関するアンケート調査	
	7月	第1回 熊本市土地利用方針検討委員会	
	10月	第1回 熊本市多核連携都市推進協議会	
		第1回 熊本市土地利用方針検討委員会 庁内会議 第2回 熊本市土地利用方針検討委員会	
	11月	都市マスタープランに関するアンケート調査	
	1月	第2回 熊本市土地利用方針検討委員会 庁内会議 第51回 熊本市都市計画審議会【報告】	
		2月	第3回 熊本市土地利用方針検討委員会
	3月	第2回 熊本市多核連携都市推進協議会	
第3回 熊本市土地利用方針検討委員会 庁内会議			
第4回 熊本市土地利用方針検討委員会			
令和6年度	7月	第1回 熊本市多核連携都市推進協議会	
	8月	第2回 熊本市多核連携都市推進協議会	
	9月	第1回 熊本市多核連携都市推進協議会 専門部会	
	10月	第2回 熊本市多核連携都市推進協議会 専門部会	
		第1回 熊本市多核連携都市推進協議会 庁内会議 第3回 熊本市多核連携都市推進協議会	
	12月	第3回 熊本市多核連携都市推進協議会 専門部会 第2回 熊本市多核連携都市推進協議会 庁内会議	
		2月	第4回 熊本市多核連携都市推進協議会 専門部会 第3回 熊本市多核連携都市推進協議会 庁内会議
	3月	第5回 熊本市多核連携都市推進協議会 専門部会 第4回 熊本市多核連携都市推進協議会 庁内会議 第4回 熊本市多核連携都市推進協議会	
令和7年度		7月	第1回 熊本市多核連携都市推進協議会 専門部会
		8月	第2回 熊本市多核連携都市推進協議会 専門部会 第1回 熊本市多核連携都市推進協議会 庁内会議
9月	第3回 熊本市多核連携都市推進協議会 専門部会		
10月	住民説明会（全9回）		
12月	第1回 熊本市多核連携都市推進協議会		
1月	パブリックコメント		
		2月	第56回 熊本市都市計画審議会【意見聴取】
3月	第2回 熊本市多核連携都市推進協議会 第57回 熊本市都市計画審議会【報告】 策定		

(2) 第3次熊本市都市マスタープラン策定に係る協議会等の委員名簿

■熊本市多核連携都市推進協議会（マスタープラン検討に携わった元委員含む（役職等は在籍時））

種別	分野	氏名等	(敬称略)
学識経験者	都市計画	両角 光男（熊本大学 名誉教授）	【会長】
	経済	宇野 史郎（熊本学園大学 名誉教授）	
	農業・地域	柴田 祐（熊本県立大学環境共生学部 教授）	
	地域防災	竹内 裕希子（熊本大学大学院先端科学研究部 教授）	
	交通計画	吉城 秀治（熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授）	
	福祉	相藤 絹代（元熊本学園大学 准教授）	※R6.11月まで
	福祉	仁科 伸子（熊本学園大学社会福祉学部 教授）	※R6.12月から
	住宅・建築	本間 里見（熊本大学大学院先端科学研究部 教授）	
	環境	小島 知子（熊本大学大学院先端科学研究部 准教授）	
民間団体等	医療	池上 あずさ（一般財団法人 熊本市医師会 理事）	
	高齢者福祉	吉井 壮馬（熊本市老人福祉施設協議会 会長）	
	児童福祉	森 眞樹子（熊本市私立幼稚園・認定こども園協会）	
	教育	濱石 浩二（熊本市 PTA 協議会 会長）	※R7.11月まで
	教育	紫垣 洋（熊本市 PTA 協議会 常任理事）	※R7.12月から
	経済	丸本 文紀（熊本商工会議所 常議員）	
	住宅	川口 雄一郎（公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会熊本県支部 顧問）	
市民	公募	伊東 洋	
	公募	貴田 雄介	
関係行政機関	—	富永 隼行（熊本県企画振興部 部長）	

■熊本市多核連携都市推進協議会専門部会

- ・上表の学識経験者8名で構成。

■熊本市土地利用方針検討委員会

種別	分野	氏名等	(敬称略)
学識経験者	農業・地域	柴田 祐（熊本県立大学環境共生学部 教授）	【会長】
	地域防災	竹内 裕希子（熊本大学大学院先端科学研究部 教授）	
	都市計画	本間 里見（熊本大学大学院先端科学研究部 教授）	
	環境	小島 知子（熊本大学大学院先端科学研究部 准教授）	
	経済	藤井 資子（熊本県立大学総合管理学部 准教授）	
	交通	吉城 秀治（熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授）	



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

用語解説

序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

【ア行】

アンダーパス	道路や鉄道等の交差点で、車両や歩行者がその下を通過できるように設けられた地下道や低い通路のこと。
インセンティブ	目標を達成するために企業や人等に対して行動を促すための動機付け（支援）を行うこと。
ウォークブル	徒歩で快適に生活できるまちづくりや空間。
AI デマンドタクシー	人工知能（AI）を活用して、利用者の乗車予約や移動需要に応じた最適な配車を行うタクシーサービス。
オープンスペース	都市部で建築物が建てられていない広がりのある空間。広場のほか、緑地、市街地内の農地、河川などが含まれる。

【カ行】

開発行為	開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。（都市計画法第4条第12項）
既存ストック	これまでに整備された資産（社会資本）のこと。都市の基盤施設や歴史・文化、産業や自然に関するストックの総称。
緊急輸送道路	地震等災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施することを目的に定められた道路。主要な都市間及び他県、防災拠点を連絡する緊急輸送道路を活用し、緊急車両や援助物資の運搬車等が 応急対策活動を行う。
熊本都市圏	熊本市、宇土市、宇城市、合志市、菊池市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の5市6町1村から構成された都市圏。
グリーンインフラ	グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことをいう。防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組としても注目されている。
グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる電気自動車を利用した小さな公共交通サービスで、その車両も含めた総称。
高規格道路	自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路で、本市域及び周辺においては、熊本西環状道路、熊本天草幹線道路、中九州横断道路等が位置づけられている。
校区防災連絡会	小学校区ごとに設置し、平時から、避難所運営委員会の設置に向けた協議等を行う、地域住民による防災活動を担う組織。
公共交通空白地域	鉄軌道や路線バス等の公共交通が存在しない地域をいう。本市では熊本市公共交通基本条例においてバス停留所等からの距離が1,000m以上離れた地域と位置付けている。

交通結節点	様々な異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）が交わる地点。
-------	----------------------------------

【サ行】

サイクル&ライド	自転車で駅やバス停まで移動し、その後公共交通機関に乗り換える移動方法。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で定めた区域。（都市計画法第7条）
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。（都市計画法第7条）
市街地開発事業	市街地を面的、計画的に開発・整備する事業で、宅地等の整備やこれと一体となった公共施設の整備等を行うもの。土地区画整理事業、市街地再開発事業等の7種類が定められている。（都市計画法第12条）
指定避難所	避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした、市町村があらかじめ指定した避難施設。
集中備蓄倉庫	災害時に必要となる食料・飲料水・毛布などの生活必需品を、広域的に効率よく供給するために集中的に保管しておく倉庫。
集落内開発制度	地域コミュニティの維持を目的として、一定の基準を満たせば、市街化調整区域で特例的に開発や建築を認める制度。都市計画法34条11号に基づく区域（集落内開発制度指定区域）が対象。
自動車分担率	全体のトリップ移動に対してのうち、自動車を利用したトリップ移動の割合。「トリップ」とは、人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位。移動の目的が変わるごとに1つのトリップとする。
人口集中地区（DID）	総務省統計局が統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区等を基礎単位として、人口密度が4,000人/km ² 以上の基本単位区が隣接し、人口5,000人以上を有する地域。
ZEH	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、住宅で消費する年間の一次エネルギー量を、省エネと再生可能エネルギーの導入によって実質ゼロにすることを目指した家。
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、建物で消費する年間の一次エネルギー量を、再生可能エネルギーの導入などで実質ゼロにすることを目指した建物。
ゾーンシステム	都市や地域を複数のゾーン（区域）に分けて、交通計画や料金設定、データ集計などを行う仕組み。

【夕行】

地区計画	既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度のことをいう。
地区防災計画	地域住民や自治会などが主体となって、災害時に自分たちの地区でどのように避難・救助・情報共有を行うかをまとめた計画。
都市計画基礎調査	都市計画を立案・見直しするために、土地利用、人口、交通、環境などの現況を体系的に調べる調査のことで、概ね5年ごとに実施されている。(都市計画法第6条)
都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域(都市計画法第5条)。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であり、その区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの。(都市計画法第6条の2)
都市計画道路	快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる道路で、都市計画に定めた道路。
都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
都市施設	道路、公園、下水道、河川、その他公共公益施設等で、都市生活を営む上での主要な施設。(都市計画法第11条)

【ナ行】

内水浸水想定区域	大雨などで下水道や排水施設の処理能力を超え、雨水が排水できずに道路や低地に水がたまる「内水氾濫」が起きると想定される区域。
----------	---

【ハ行】

ハンプ	道路上に設置される小さな盛り上がり(段差)で、車の速度を落とすための構造物。
パーク&ライド	自宅から自動車以最寄りの駅などに行き、その周辺の駐車場に駐車し、公共交通機関で通勤する形態をいう。
避難確保計画	洪水・土砂災害・津波などの自然災害が発生する恐れのある際に、施設利用者や住民が「円滑かつ迅速に避難できるようにするための仕組みや方法を予めまとめた計画。
風致地区制度	都市計画法第8条に基づく地域地区で、都市の風致を維持するために指定する地区である。具体的には、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などに指定、建築物、造成、伐採などに対する規制を受ける。

復興事前準備	災害が発生した後の復旧・復興を円滑に進めるために、平常時から計画や体制を整えておく取り組み。
分散備蓄倉庫	災害時に必要な食料・水・毛布などの物資を、1か所に集中させず複数の場所に分けて保管するための倉庫。
防火地域及び準防火地域	都市計画法第8条に基づく地域地区で、建築物が密集する市街地において、建築物の構造等を規制・誘導することにより、火災による延焼の危険性を低下させ、都市の防災性を強化することを目的として指定する地域。

【マ行】

MaaS	サービスとしての移動 (Mobility as a service) の略称。ICT (情報通信技術) を活用してマイカー以外の移動をサービスの予約・購入から決済までシームレスに繋ぐ概念。
マイタイムライン	住民一人ひとりのタイムライン (防災行動計画) であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

【ヤ行】

優良農地	集団的に存在する農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えている農地のこと。
用途地域	市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業等の良好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域。(都市計画法第8条)
要配慮者利用施設	災害時に自力で避難することが難しい人 (要配慮者) が利用する施設 (福祉施設、医療機関、保育所や学校等)。

【ラ行】

ループバス	一定のエリア内を循環するように走るバス路線。
-------	------------------------

序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料